

「当局の許可審査における便宜供与に関する法令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： OHMI CORPORATION CO., LTD. 社



当局の許可審査における便宜供与に関する
法令
2015 年

プーミポン・アドゥンヤデート国王によって
その御在位 70 年目にあたる 2015 年 1 月 16 日に制定された

プーミポン・アドゥンヤデート国王が勅諭により、当局の許可審査における便宜供与に関する法律を定めることが適切であると仰せられたので、立法議会の助言及び容認の下に、以下の通り本法令を制定する。

第 1 条 本法令を「当局の許可審査における便宜供与に関する法令 2015 年」と呼ぶ。

第 2 条 本法令を官報告示日から 180 日が経過した時に施行する。ただし、第 17 条は官報告示日より施行する。

第 3 条 本法令を、任意の行為に対して法律または規則により事前の許可申請、登録、届出が義務付けられる、全ての許可申請、登録、届出に適用する。

任意の法律の条項または規則が本法令と矛盾または相反する場合は、本法令を代わりに適用する。

第 4 条 本法令における用語の意味は以下の通りとする。

「担当官」とは、行政手続法に基づく担当官を指す。

「許可」とは、法律によりあらかじめ承認を得なければならないことが定められている任意の行為を任意の者が行うことを担当官が認めることを指し、許可書の交付、承認、登録、届出受理、開業許可書及び免許証の交付を含む。

「許可者」とは、法律により許可権限を与えるよう定められた者を指す。

「担当職員」とは、許可に関する法律に基づく担当職員を指す。

「許可に関する法律」とは、任意の運営または事業を行う前に許可を得なければならないことを定めた条項が含まれる全ての法律を指す。

「申請」とは許可申請を指す。

第 5 条 本法令は以下に対して適用しない。

- (1) 国会及び内閣
- (2) 裁判所の訴訟判決審理及び担当官の訴訟審理、執行、財産預託過程における職務遂行
- (3) 刑事裁判手続きに基づく職務遂行
- (4) 天然資源及び環境に関する法律に基づく許可
- (5) 軍事作戦面の軍の活動に関する許可、軍需品の管理に関する法律に基づく許可、及び民間兵器製造工場に関する法律に基づく許可

第 1 節に定める以外に、任意の事業運営または組織に対して本法令の条項の適用を免除する場合は、勅令を制定する。

第 6 条 本法令の施行日から 5 年ごとに、許可を取り消すか、または許可に代える他の手段を設けるために、許可権限を与える法律を改定することが適切であるかどうかを許可者が検討する。なお、必要な場合は、許可者がそれよりも早い時期に、法律の改定または他の手段の採用を検討することができる。

許可者が第 1 節の検討結果を内閣に諮り、許可の取消しまたは許可に代わる他の手段の採用を審議する。その場合、内閣が立法審議会に関する法律に基づく法律制定委員会の意見を聴取する。

第 7 条 何らかの行為に対してその許可を得る必要があることが法律で定められている場合、許可者が国民向けの手引書を作成しなければならない。手引書の内容には少なくとも申請における基準、方法、条件(もしあれば)、許可審査の手順及び期間、許可申請者が

申請書と一緒に提出すべき書類または証拠の項目が含まれているものとし、また申請書を自ら窓口で提出する代わりに、電子媒体経由での申請を定めることもできる。

第 1 節の国民向けの手引書を申請書の提出場所に掲示すると共に、電子媒体により開示し、国民がその手引書のコピーを入手したい場合は、担当職員が場合に応じて費用を徴収してコピーを提供してもよい。その場合は、国民向けの手引書に当該の費用を明記しておく。

公務制度開発委員会に、第 1 節に基づき定める許可審査における手順及び期間が、国の事業運営の基準及び方法に基づく適切な期間であるか否かをチェックする義務を課す。上記に定める手順及び期間では遅すぎて適切でないと判断する場合は、内閣に提案して審議を仰ぎ、許可者に速やかに是正措置を講じる命令を出してもらう。

国民の便宜を図るために、公務制度開発委員会が定める方針に従い、許可に関する法律に基づく各種の申請受付及び許可に関する詳細説明を同一場所で行うために、行政機関が共同サービスセンターを設ける。

第 8 条 担当職員に、申請書の受付担当者として、申請書及び申請書と一緒に提出した書類または証拠の項目が正しく完全であることをチェックする義務を課す。申請書が正しくないか、書類または証拠がまだ不足していると判断した場合は、是正または追加提出が可能であれば、直ちに申請者に通知する。その場合、申請者に通知して、是正させるか、あるいは書類または証拠が全て揃うように追加を提出させる。その時点で対応できない場合は、不備の内容及び追加提出すべき書類または証拠の項目を記録すると共に、その記録に申請者が是正または追加提出すべき期限を定めて、担当職員及び申請者がその記録に署名しておくものとする。

担当職員が第 1 節の記録のコピーを証拠として申請者に渡しておく。

申請者が申請書を正しく作成し、第 7 条に基づく国民向けの手引書に明記された書類または証拠を漏れなく添付している場合、あるいは担当職員の勧告通りに、または第 1 節の記録に示されている通りに、是正するか追加の書類または証拠を漏れなく提出した場合は、担当職員が他の追加書類または証拠をさらに要求することはできず、かつ申請書の不備あるいは書類または証拠の不完全性を理由に申請書の審査を拒否することはできない。ただし、当該の不備または不完全性が担当職員の怠慢または不正により生じ、そのために許可されない場合を除く。その場合は、許可者が妥当性に応じて命令を発し、速やかに当該の担当職員を懲戒処分にするか、または告訴する。

第 9 条 第 8 条の第 1 節に記す担当職員の通知に従い、または作成した記録に示されている通りに、申請者が申請書を是正・追記しないか、あるいは追加の書類または証拠を送らない場合は、担当職員が申請書を申請者に返還し、その際に書面で申請書の返還理由も通知する。

申請者は、行政手続法に基づき第 1 節の申請書返還命令に控訴するか、または申請書を提出し直すことができる。ただし、法律で所定の期限内に申請書を提出することが義務付けられている場合は、申請者が当該の期限内に当該の申請書を提出し直すこと。

第 10 条 許可者は第 7 条の国民向けの手引書に明記された期限内に手続きを完了し、審査終了日から 7 日以内に申請者に通知するものとする。

第 7 条の国民向けの手引書に明記された期限に達した時に許可者がまだ審査を完了していない場合は、審査が完了するまでの間、遅れている理由を 7 日ごとに書面で申請者に通知すると共に、当該の通知のコピーを毎回公務制度開発委員会に送る。

公務制度開発委員会が、当該の遅延が度を過ぎていると判断するか、または許可者の組織の公務執行効率の悪さのために生じていると判断した場合は、公務制度開発委員会が内閣に報告すると共に、当該の組織または組織の公務執行制度の開発または改善を提案する。

第 1 節または第 2 節に記す通知を行わなかった場合は、許可者が他人に損害を与えるための作為または不作為をなしたものと見なす。ただし、不可抗力による場合を除く。

第 11 条 法律、規則、規定、規制の制定、施行により、第 7 条の国民向けの手引書に示す基準、方法、条件、その他の内容を変更する必要がある場合、当該の法律、規則、規定、規制の施行日前に正式に提出されている申請に対して当該の変更は適用されない。ただし、当該の法律が別途定めている場合を除く。当該の規則、規定、規制が別途定めている場合については、当該の変更が申請者にとって利益となる場合に限られる。

第 12 条 法律で許可書の有効期限が定められており、かつ当該の許可書を取得した事業または運営の形態が、許可書の取得者が継続的に行っている事業または運営であると考えられる場合は、許可書の取得者が許可書の更新を申請する代わりに、当該の法律で定められた許可書の更新手数料を支払い、許可書を交付する権限を有する機関が当該の手数料を受取った時に、許可書更新の証拠を許可書の取得者に速やかに交付し、それによって許可書の取得者が当該の法律に基づく許可書の更新を終えたものと見なすことを、内閣が決定することができる。

第 1 節に記す、許可書の取得者に許可書の更新を申請する代わりに、当該の法律で定められた許可書の更新手数料を支払わせることを定める場合は、勅令として制定し、許可書の取得者が第 1 節に記す通りに手続きを取る法律名、及びその法律に基づく許可書の種類を当該の勅令で指定する。

第 2 節に記す勅令を制定する前に、内閣が当該の勅令案を 30 日前までに下院または上院に送る。当該の期限が過ぎても下院または上院が決議に至らず異議を唱える場合は、当該の勅令を制定するために、その内容を国王陛下にお知らせする。

公務制度開発委員会に、第 1 節及び第 2 節に記す手続きに関して内閣に提案するために、許可書の交付に関する機関と協議する義務を課す。

第 13 条 許可者に、許可書の取得者の事業または運営を所定の許可に関する法律に従わせるための検査基準及び方針を定める義務を課し、また担当職員及び許可者に、上記の基準及び方針に基づく検査義務を課す。

許可書の取得者の事業または運営により迷惑または損害を被る者が存在する場合は、その内容が担当職員自身に明らかになるか、クレームが存在するかにかかわらず、担当職員に速やかに調査して権限に基づく命令を発する義務を課す。

第 14 条 国民の便宜を図るために必要かつ適切である場合は、内閣が決議して、許可に関する法律に基づく申請受付センターの機能を果たすために、許可申請の受付センターを設立する。

第 1 節に記す許可申請の受付センターは、2002 年国家行政組織法(第 5 版)により改定増補された 1991 年国家行政組織法の第 18 条の第 4 節に基づき、首相府に属する行政機関として位置付け、省の常設センターまたは県の常設センターの支所を設けてもよい。

第 1 節に記す許可申請受付センターを設立する場合は、勅令として制定し、許可申請受付センターで対応する許可に関する法律名を当該の勅令で指定する。

申請受付を行う際は、勅令で申請者に電子媒体経由で申請させることを定めてもよい。

第 15 条 第 14 条に記す許可申請受付センターを設立した場合に、以下の通り実施し効力を生じさせる。

(1) 許可に関する法律または当該の法律に基づき制定された規則により、任意の場所における申請書の提出、あるいは書類または証拠の送付、あるいは手数料の支払が定められている場合は、許可申請受付センターへの申請書の提出、あるいは書類または証拠の送付、

あるいは手数料の支払が行われれば、当該の許可に関する法律に基づき、正式に申請書の提出、あるいは書類または証拠の送付、あるいは手数料の支払が行われたものと見なす。

(2) (1)項に基づき許可申請受付センターが受取り済みの全ての手数料その他の任意の金銭は、場合に応じて許可者の機関名で国庫収入として計上されるか、または地方自治体に送られ、その結果が許可者の機関に通知される。

(3) 許可者の機関が国庫に納めるべき金銭から費用を控除することができる場合は、許可申請受付センターが代わりに当該の金銭を控除し、控除後の金銭を許可者の機関に送る。その場合、許可申請受付センターが許可者の機関と合意済みの率に従い、許可申請受付センターの費用を控除することができる。

(4) 第 10 条に記す期間は、許可申請受付センターが許可者に案件を送付した日からカウントする。その場合、許可申請受付センターが許可者に案件を 3 公務日以内に送るものとし、また第 10 条の第 4 節を準用する。

(5) 許可者に、正確かつ最新版の第 7 条に記す国民向けの手引書を必要な数だけ許可申請受付センターに送り、許可申請受付センターの担当者が職務遂行に熟練するためにトレーニングを施すか、説明を行う義務を課す。

(6) 許可申請受付センターの担当者に、第 8 条に記す通りに処置し、かつ第 8 条に定める担当職員と同等の立場で責任を負う義務を課す。

第 16 条 許可申請受付センターに以下の義務を課す。

(1) 許可に関する法律に基づき、申請書及び手数料、さらには控訴状を受取る。

(2) 申請者または国民に情報提供、説明、助言を行い、許可申請の基準、方法、条件を知らしめ、さらに何らかの事業または運営を行う際に、許可に関する法律に基づき行う必要のある他の全ての申請についても知らしめる。

(3) 申請者または控訴人から受取った申請書または控訴状を、関連書類または証拠と一緒に関係機関に送り、本法令及び第 7 条に記す国民向けの手引書により定められた期限内に、または控訴権を与える法律により定められた期限内に正しく処置するために、当該の機関をフォローし、催促する。

(4) 申請書提出の基準または方法において、必要のない書類を送らせる義務を課しているか、国民に課す負担が適切な限度を超えていると判断した場合に、関係機関に対してより適切な処置を取るよう改善命令を出してもらうために、内閣に提案する。

(5) 許可及び許可申請受付センターの処置による問題及び障害を収集し、公務制度開発委員会に提案し、内閣に報告してもらい、その審議を仰ぎ、関係機関に対して以後適切に処置するよう改善命令を出してもらう。

(6) 許可に関する手続き、手順、期間の制定または改善を提案し、さらには国民により便宜を図るための許可に関する法律、規則、規定の制定、または基準の決定を提案する。

第 17 条 許可者に、第 7 条に記す国民向けの手引書の作成を、本法令の官報告示日から 180 日以内に完了させる。

第 18 条 首相が本法令を所管する。

副署者

プラユット・チャンオーチャー大将

首相

備考:- 本法令を告示した理由は次の通りである。現在、許可に関する法律が多く存在し、国民が事業を営む場合に多くの行政機関に許可を申請する必要がある。さらに許可に関する法律の中には審査における期間、必要な書類及び証拠、手順を定めていないものがあるため、国民が様々な許可申請を行う上で障害となっている。そこで、許可審査における手順及び期間を定める一般法を制定し、申請を受付けるための共同サービスセンター及び同一場所での許可申請受付センターを設立するために、また許可申請に関する明確な情報を提供して国民の便宜を図るために、本法令の制定が必要である。